績とする。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

ア　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成及び引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

Ａ　工事種別　建築工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：下記ⅰ）又はⅱ）の規模及び用途

ⅰ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で20,000㎡以上の事務所又は庁舎

ⅱ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で20,000㎡以上の建物のうち事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が10,000㎡以上のもの。

ｂ．階数：地上11階以上かつ地下１階以上

ｃ．構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

Ｂ　工事種別　電気設備工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：Ａａ．に同じ。

ｂ．階数：地上11階以上

ｃ．工事種目：電灯設備、火災報知設備　ただし、工事種目は電灯設備と火災報知設備が、別々の電気設備工事の実績であっても良い。

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

Ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：Ａａ．に同じ。

ｂ．階数：Ｂｂ．に同じ。

ｃ．工事種目：空気調和設備、給排水設備　ただし、工事種目は空気調和設備と給排水設備が、別々の暖冷房衛生設備工事の実績であっても良い。

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

イ　経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）として参加する場合は、共同企業体を構成する者（以下「ＪＶ構成員」という。）のうちの１者が平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成及び引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他のＪＶ構成員が、平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成及び引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他のＪＶ構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

Ａ　工事種別　建築工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：下記ⅰ）又はⅱ）の規模及び用途

ⅰ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の事務所又は庁舎

ⅱ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の建物のうち事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が5,000㎡以上のもの。

ｂ．階数：地上５階以上

ｃ．構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

Ｂ　工事種別　電気設備工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：Ａａ．に同じ。

ｂ．階数：Ａｂ．に同じ。

ｃ．工事種目：電灯設備又は火災報知設備

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

Ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事　下記ａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること。

ａ．建物規模及び用途：Ａａ．に同じ。

ｂ．階数：Ａｂ．に同じ。

ｃ．工事種目：空気調和設備又は給排水設備

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の実績であること。

ウ　複数の建設企業が上記アのＡからＣまでの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目毎に同種工事の実績を有すること。

エ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業はその他のＪＶ構成員の実績を有すること。

⑤　下記アからエまでの基準を満たす監理技術者及び主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、経常ＪＶとして参加する場合は、ＪＶ構成員のうちの１者が下記アからウまでの工事種別毎にＡからＤまでの基準を全て満たす配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他のＪＶ構成員は下記アからウまでの工事種別毎にＡ及びＤの基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、複数の建設企業で工事を分担して行う場合は、下記アからウまでの工事種別毎（電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は工事種目毎。）について、それぞれの要件を満たす配置予定技術者を配置できること。また、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技